

(60) 左兵庫小允伊勢朝臣諸繼 左右辨官史生各一人

土田直鎮氏「類從三代格所収官符の上卿」(「仏教史研究」四号)によれば、承和年間後半から齊衡年間にかけて宣者として頻出する藤原良房が太政大臣となつた天安元年以降は、弟の良相が事實上の頭上卿の立場にて宣者として頻出していることが示されている。「三実錄」貞觀九年十月十日条の藤原良相薨伝に「貞觀之初、專心機務」とあるのは、かような良相の立場を物語るものであろう。なお同薨伝には、「大臣本習内典、精熟真言、至是撤却腥鮮、尤事念仏」をはじめとする良相の仏教篤信のあり様を伝える記載が見られ、先述の大枝音人、菅原是善ともども大仏修理事業の背景にある精神的基盤の一端を知り得るのである。

貞觀元年十一月一日付僧綱牒(「東南院文書」一一一〇〇号)。
前掲註(29)。

(61) 貞觀二年正月五日付僧綱牒(「東南院文書」一一一〇一号)。
貞觀二年正月七日付僧綱牒(「同」一一一〇三号)。

(62) 「日本紀略」・「扶桑略記」。
東大寺要錄 卷七「講堂供養事」。

(63) 「日本紀略」。

(64) 前掲註(62)。

(65) 延喜十年八月九日任(「東南院文書」一一一七二号)。その後平時望が弁別當に任命される延喜十八年五月二十三日(「東大寺別當次第」智鎧条)までその任にあつたと思われる。

「東大寺要錄」卷七「講堂供養事」。

「同」卷十一「新記大卷」のうち「講堂修理事」なお、先の修理大仏時と同様に今回も検校が置かれていたことがわかる。東大寺に於ける初期の検校が、共に大規模修理造営時に設けられていることに注意したい。

「同」卷七「講堂供養事」承平五年五月九日条。

「貞信公記」。

「同」。但し、「大日本古記録」本に於て、「造東大寺長官」の傍に「藤原恒佐」とする校訂註が入っている。これは丁度一ヶ月前にあたる同年五月五日付官牒(「東南院文書」一一一七七号)にて中納言藤原恒佐が別當に任せられたのを意識したものであろうか。しかるに恒佐は中納言として公卿別當に相当するのであり、造講堂長官で弁別當を兼ねる平時望の例から察すれば、弁官が任ぜられるべきであり、この時弁別當であった源公忠延長七年二月二十五日任(「東南院文書」一一一七六号)とする方がより俗別當としての可能性がある。

「新修國分寺の研究」所収、堀池春峰氏校訂。

「東南院文書」一一一七五号。

「公卿補任」延長八年条、平時望条尻附。

「東南院文書」一一一三八号。

(78) (77) (76) (75)

太政官牒東大寺

応補造寺所知事傳燈滿位僧泰慶年卅六花巻宗専寺

右、得彼寺解僧行、前事僧忠照秩滿之替、以件泰慶、所謂如件者、大納言正三位兼右近衛大將皇太子傳藤原朝臣道明宣、依請者、寺宣承知、依宣行之、牒到准造講堂長官右少辨正六位下平朝臣「時望」

(以下、奉行署名略)

延喜十八年六月廿日造講堂判官正六位上行左少史丈部宿禰有澤牒

右少史印南野宗雄

左少史山口岑仁

左少史山田時宗

右少史大原氏雄

左大史阿刀春正

右少史御船有方

左少史阿保經覽

左大史阿保經覽

右大史物部房

左少史御船常方

御船常方

左少史丈部有沢

I 三綱補任官牒

年月日	宣者(上卿)	弁官	史	文書番号
貞觀三閏八元	大納言藤原基經 ノリ藤原基經	右少弁藤原良近 ノリ藤原良近	左少史伴貞宗 ノリ伴貞宗	六四
四・二〇	右大臣藤原基經 ノリ	右少弁藤原 ノリ	左少史印南野宗雄 ノリ	六六
五・二六	中納言南淵年名 ノリ	右中弁藤原(保則) ノリ	左大史山口岑仁 ノリ	六七
六・三七	大納言南淵年名 ノリ	左少弁巨勢文雄 ノリ	左少史山田時宗 ノリ	六八
九・一九	大納言源多 ノリ	右中弁平季長 ノリ	右少史大原氏雄 ノリ	六九
一・一九	大納言藤原良世 ノリ	左中弁源昇 ノリ	左大史大原氏雄 ノリ	七〇
二・一九	大納言藤原能有 ノリ	右少弁藤原良枝 ノリ	左大史阿刀春正 ノリ	七一
三・一九	大納言藤原時平 ノリ	左大弁紀長谷雄 ノリ	右少史御船有方 ノリ	七二
四・一九	左大臣源光 ノリ	右少弁藤原時平 ノリ	左少史御船常方 ノリ	七三
五・一九	左大臣源光 ノリ	左大弁紀長谷雄 ノリ	御船常方	七四
六・一九	右少弁藤原當幹 ノリ	右少弁藤原當幹 ノリ	左少史丈部有沢 ノリ	七五
七・一九	右少弁藤原當幹 ノリ	右少弁藤原當幹 ノリ	右大史丈部有沢 ノリ	七六
八・一九	右少弁藤原當幹 ノリ	右少弁藤原當幹 ノリ	左少史御船常方 ノリ	七七
九・一九	右少弁藤原當幹 ノリ	右少弁藤原當幹 ノリ	御船常方	七八
一・一九	右少弁藤原當幹 ノリ	右少弁藤原當幹 ノリ	左少史丈部有沢 ノリ	八〇

前掲註(16)湯浅氏論文。

例えれば延喜十四年七月八日付太政官牒(「東南院文書」一一三七)に見える中納言藤原道明(宣者)と左少弁藤原当幹など。

〔33〕(34)〔35〕(36)〔36〕(35)〔35〕(34)〔33〕

「平安前期僧綱制の展開」(史艸)二四号、日本女史大学史学研究会)。

「諸大寺并有封寺別當三綱。以四年為秩限。遷代之日。即責解由。但廉節可稱之徒不論年限。殊錄功績。申官褒賞。自餘諸寺。依官符任別當。及尼寺鏡並同此例。

其未得解由之輩。永不任用。亦不預公請。但僧綱別勤任別當者。不在此限。」諸寺以別當為長官。以三綱為任用。解由与不勘知。并覺舉遺漏。及依理不盡返却等之程、一同京官其与不之状。令綱所押署。」

なおこの貞觀十二年制は「延喜式」玄蕃寮にも同文が記載されており、貞觀十三年八月撰進し九月に頒布された「貞觀式」にも掲載されていたことは、「三代実錄」

元慶六年六月遍照七条起請の其五にて「式云」として同文が引かれていることからも知られている。

橋本政良氏「古代寺院運営における三綱の役割とその選任について」(ヒストリ

ア)九五号)。

牛山佳幸氏「寺院別當と交替解由制度」(古文書研究)一九号)

〔37〕(38)〔38〕(39)〔39〕(40)〔40〕(41)〔41〕(42)〔42〕(43)

「東南院文書」一七号。

「東南院文書」一六四号。

「東南院文書」一一五八号。

即ち、貞觀十三年八月十七日に南淵年名が公卿別當に任せられる以前において中納言藤原常行が任じており(「東南院文書」一一五八号)、また右中弁藤原良近も貞觀十三年以前から別當であり、「東大寺別當次第」真袒条にも俗別當として記されている。

〔43〕この時期南淵年名以外の別當が官符宣者を勤め得なかつたのは、別當が中納言以上

の地位でない場合が多かつたことがまず第一の理由であろう。元慶元年別當に

任じた(「東南院文書」一一六〇)在原行平は同年正月まで参議であり、また

仁和三年別當に任じた(「同」一一九八頁)源直は任中参議のままであつた(「公卿補任」)。即ち参議が官符及び官宣旨を宣下する権限を持つてない(土田直鎮氏「上卿について」(日本古代史論集)下)、ことに由来するものであろう。

なお、寛平九年七月から延喜元年正月までの間は大納言藤原良平と同資原道真の両名に対し奏請宣行に当るべく指示が下り(「日本紀略」寛平九年七月三日条、山本信吉氏「平安中期の内覽について」(続日本古代史論集)下)、この時期の官符は全て両者いすれかの上卿によるものとなり、この傾向は、時平が昌泰元年より俗別當(検校)となり任牒宣下に携わるまで、東大寺三綱・知事補任官牒発給事務にまで及んだことが窺える。

この形式については「北山抄」卷六にて俗別當の果たす役割として記されている。

諸寺別當三綱座主等事

十五大寺、有封諸寺、御願寺、奉勅官符、或三司解、或五師大衆舉狀、或僧綱自解等、望申之時、下給別當上卿、勅定後下弁、(中略)自余三司解、有公卿別當者、不經結政申其人。

〔45〕(46)〔47〕(48)〔48〕(49)〔49〕(50)〔50〕(51)〔51〕(52)〔52〕〔53〕〔53〕(54)〔54〕(55)〔55〕(56)〔56〕(57)〔57〕(58)〔58〕(59)

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

これは東大寺に於ける僧職としての検校の初例である。なお真如は出家後東大寺に入寺しており(「三代実錄」元慶五年十月十三日条等)、東大寺との関係浅からざるものがあった。真如の経歴等については杉本直治郎氏「真如親王伝研究」に詳述されている。

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

〔49〕(50)〔50〕〔51〕〔51〕〔52〕〔52〕〔53〕〔53〕〔54〕〔54〕〔55〕〔55〕〔56〕〔56〕〔57〕〔57〕〔58〕〔58〕〔59〕

左大史三善宿禰清江

散位布瓈宿禰清貞

散位藤原朝臣春生

政官による直接的な造営管理機構としてあらわれた造寺使が、ここに於いて公卿・弁によつて構成された俗別当制度に組み込まれた形で組織されていることを知る。太政官機構を基幹とした俗別当制度から派生した、造寺使機構の姿を捉えることができよう。それは、俗別当の役務に吸收された姿であると同時にまた、俗別当の役務として明確化された形態であると捉えられよう。

以上、造寺管理機構について述べて来たが、現象面のみを指摘したに留まつた部分が殆どであり、今後はそれぞの意味を問うて行くことが課題となる。甚だ難駁な論容ゆえ、誤解・曲解数多有りと思う。ついては諸賢の御叱正を賜われば幸甚である。

- (1) 〔東大寺要録〕卷七。
前掲註(9)、「平安遺文」一一三一号。
〔東南院文書〕「東大寺俗別當」
〔東南院文書〕「大日本古文書」家わけ第十八東大寺文書之一」一一二〇六号。
〔公卿補任〕大同五年条、吉備泉項尻附。
前掲註(9)の大同二年六月二日付太政官牒にて左少弁として官牒發給に携わる。
菊池(所)京子氏はこの使節を東大寺俗別當制度の先駆的な存在として位置付けられ、「俗別當の成立」(史林)五一一、後に「日本名僧論集」に収載)、湯浅吉美氏は造営修理に関する任務を主体とする性格を指摘され、見住僧尼監理のための官人派遣と、東大寺俗別當との中間的形態とされる(「東大寺の俗別當について」(国史研究会報)五号)。当時の修理情況や官人構成から見て、やはり修理事業を主目的としたのではなかろうか。むしろ造東大寺使の先駆と言えよう。
天長年間のこの大仏修理については、伊藤延男氏「大仏背後の山」(奈文研「研究論集」)によつて修理方策についての論争や経緯などが詳述されている。
- (2) 〔天台座主記〕(続群書類從)第四輯下補任部十二
〔天台座主記〕(続群書類從)第四輯下補任部十二
〔延暦寺の俗別當について〕(国史研究会年報)四号)や岡野浩二氏「延暦寺俗別當と天台座主」(駒沢史学)三三号)などの論考がなされている。なお、岡野氏には俗別當制度をはじめ造寺長官に至るまで日頃より貴重な御示唆をいただいており、前掲註(16)湯浅吉美氏論文。
- (3) 〔東南院文書〕一一二二〇号。
前掲註(16)菊池氏論文。
- (4) 〔東南院文書〕一一一九一号。
前掲註(16)菊池氏論文。
- (5) 〔東南院文書〕一一一九五号。
前掲註(16)菊池氏論文。(1)～(3)。前掲註(16)湯浅吉美氏論文。(4)。
〔東南院文書〕二一五三〇号、五三九号、五四〇号、五七〇号。
- (6) 〔東南院文書〕一一一九七号。
前掲註(16)湯浅吉美氏論文。(4)。
〔東南院文書〕一一一九九号。
前掲註(16)菊池氏論文。
- (7) 〔東南院文書〕一一一九九号。
前掲註(16)菊池氏論文。
- (8) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔院政下における東大寺の位置——修二会の法会と造東大寺長官を通して——〕
〔南都仏教〕五二号。
- (9) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (10) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (11) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (12) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (13) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (14) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (15) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (16) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (17) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (18) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (19) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (20) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (21) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (22) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (23) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (24) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (25) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (26) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (27) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (28) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (29) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (30) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (31) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。
- (32) 〔東南院文書〕一一一九九号。
〔平安初期における工人組織についての一考察〕(南都仏教)一九号。

期間中の東大寺三綱・造寺所知事等の補任官牒の作成にあたつてはいる。

さて、附表 I・II に示されたとおり、三綱・知事補任官牒発給手続きに於いて、貞觀十三年以降の官牒に於いては、公卿別当が中納言以上であれば、ほぼ上卿として官符宣者となり、弁別当が発給責任者として携わるのを通例とする情況下、造講堂使設置相当期間内に於いてもその傾向のもと、公卿別当・弁別当と、そして史が造東大寺判官として造寺官機構に組み込まれることで、三者を特定の人物によつて専当させる形となる。かかる狀況下にて、例えば延喜十八年六月二十日付太政官牒⁽⁷⁸⁾に於ては、宣者上卿が公卿別当・弁官たる弁別当が造講堂長官・史が同判官という系列下で事務処理が行われることとなる。ここに、上卿・弁・史の官符発給システムにのつとつた俗別当及び造寺官の編成を確認するのである。

延喜⁽⁷⁹⁾承和の造東大寺講堂使設置期間中、東大寺三綱・知事等の人事は、弁別当を兼ねる造寺長官の出現及び史の造寺使機構（＝判官）への編入という体制下にて、俗別当（公卿・弁）及び造寺官（弁別当・史）のもとで補任手続が行なわれる形が見られるようになつた。

俗別当制度が上卿・弁・史システムのもとに再編成されたとも言える貞觀十三年前後以降、東大寺三綱・造寺所職員等の補任にあたつて、公卿別当が上卿となり人事を決定し、弁別当が弁官として補任官牒発給責任者となる形式が整えられたわけであるが、延喜⁽⁸⁰⁾承平に於ける造寺使は、こうしたシステムにのつとり、先の貞觀の修理大仏使から一步進んで史までを造寺使判官に組み込んだ体制である。

六、結びにかえて

造東大寺司廃止後の東大寺に於ける修理事業への対応は、勅使・檢

校の派遣がしばしば見られるほか、大同元年に発遣せられた四名の官人からなる検校使は、造寺司廃止後の最初の管理機構として編成されたものと言える。その後承和年間以降官人俗別当が設置されると、当寺の造営修理の管理もその役務の一つとなつて行く。

さて齊衡⁽⁸¹⁾貞觀期に於ける大仏修理機構は、如上の如く公卿（右大臣藤原良相）—弁官＝修理大仏長官（大江音人・藤原家宗）—史（三善清江）という、上卿・弁・史システムに基く太政官による東大寺管理制度の初例として位置づけられるものであると言える。東大寺に於いて公卿・弁官による俗別当制度が未確立な狀況下にあつたその当時、太政官による直接的な修理事業運営をはかるうとした体制であり、それは例えは僧綱に知事補任権が帰せられていた造寺所に、太政官直任による権専当を置いて造寺所を代表させて、造寺所の直接的管理を目指したことにも反映されている。

その後の東大寺に於ける俗別当制度再編成による東大寺管理体制（即ち、弘仁以来延暦寺にて行なわれていた公卿・弁による俗別当制度の東大寺への導入）は、この時の修理大仏事業に於ける太政官の対応のあり方が大きなかけとなつたに違いない。俗別当制の制度的确立の画期である貞觀十三年当時、それ以前より俗別当に任じていた中納言藤原常行・左中弁藤原良近らの存在によつて既に公卿別当・弁別当が意識されていたことを知るのである。

延喜末延長承平年間に於ける造東大寺講堂使は、公卿＝別当（検校）、弁官＝弁別当・造講堂使長官、史＝造講堂使判官という機構編成が浮かびあがり、今のところ平時望に於いてのみ確認されることではあるが造講堂使長官と弁別当との一体化が見られ、また史が造寺官の中に判官として位置付けられていることが特色である。齊衡⁽⁸²⁾貞觀期に太

既述の如く、知事の上位にある権専当は、太政官牒による補任であり、太政官による造寺所の直接的把握の傾向を見る。また、この頃修理事業推進・功労による造寺所知事の重任・専従化の傾向も見られ、特に知事忠純の重任は「道俗別当」の意向によつており、令晉・令超の重任もまた寺別当真祀の推薦の結果としてであり、僧綱牒による補任形式をとるとは言え、俗別当・寺別当の積極的な関与が見られるのである。

五、延喜・延長・承平の講堂復興と造東大寺講堂使

ここでは公卿別当・弁別当からなる俗別当制度の確立を見る貞觀十三年以降に於ける俗別当と造寺長官との関連をポイントに、造東大寺講堂使と修理事業についてとらえてみる。

貞觀の大仏修理から半世紀余りを経た延喜十七年十二月一日⁽⁶⁵⁾、講堂及び三面僧房からなる大規模な東大寺講堂院が消失する。同四日寺より朝廷に失火が奏せられ、同日宇多法皇が東大寺に赴き誦を修せしめる一方、調布五百段を施し、翌五日左少弁藤原当幹（この時東大寺俗別当の任にあつた）を勅使として派遣し綿一千屯を衆僧に施した。翌年三月二十三日には造東大寺講堂使が任せられる。同二十年十二月二十八日には、造東大寺講堂検校観賢及び寺別当観宿より復興造営推進の方針が示された。その後財政難に悩まされながらも続けられ、承平五年に至りようやく講堂再建なり、五月九日講堂供養会が催されたのである。

講堂復興にあたつて設けられた造東大寺講堂使について見て行きたい。

『東大寺要録』によると、延喜十八年三月二十八日には、長官平時

望（正五位下、左少弁）、次官文屋幸行（從五位下、前主水正）、判官丈部有沢（正六位上、左少史）、主典阿刀平諸（正六位下、左京大属）が任せられ、同年六月二十日には判官菅野常生（木工少充）、主典壬生時春が加えられ、更に八月十五日には算師依智秦信臣が加えられる。ここに、弁官・史のほか、木工少充・算師などの予算・見積り等の算定に携わつたであろう技術・実務官人も動員されている様子も見える。この後の造寺官人事については不明な点が多いが、『東南院文書』所収の三綱・知事補任官牒に見られる造寺官の肩書を有する官人としては、長官平時望のほか、判官として丈部有沢（左少史・左大史）、秦貞興（右大史）、物部本興（右大史）、坂上経行（右大史）、桧前忠明（左少史）らである（付表II参照）。なお諸記録に延長五年六月四日や承平元年閏五月五日⁽⁷⁴⁾に造東大寺長官・主典を任ずる記載が見えるが、具体的な人名は不詳である。

造講堂長官平時望についてであるが、まず『東大寺別当次第』⁽⁷⁵⁾第三十八代別当智鑑条に於いて俗別当歴名の位置に「造講堂長官右少弁正五位下平朝臣時望_{〔延喜〕}同十八年五月廿三日符」（傍註筆書）と記され、且つ延喜二十一年三月八日付俗別当藤原元方補任の太政官牒にて、「件人宜補別当・左少・弁平朝臣時望遷任修理大夫之替」（傍点筆者）とあることから、延喜十八年三月二十八日に造講堂長官に任せられた平時望は、同年五月二十三日に東大寺俗（弁）別当に任じ、同二十一年正月三十日に修理大夫に遷任するまでの間、弁官にして造講堂長官兼俗別当として講堂修理に携わつていた。ここに、造寺（講堂）長官と俗別当を兼帶する例を史料上初見する。

造講堂判官については全て史が任せられていることは既述のとおりである。そして造東大寺講堂判官たる弁官局史として、造講堂使設置

権知事の補任は僧綱牒によるのを通例としていたのに対し、知事より上席の権専当は、上卿藤原良相から弁官である修理大仏使長官藤原家宗に補任の旨が宣せられ、左大史三善清江に伝えて作成させた太政官牒によつて補任されている。これは大仏修理事業に際して太政官による造東大寺所へのより直接的管理を目指したものと解せられよう。この時藤原家宗は弁官として官牒発給事務に携わつたのであるが、同時に修理東大寺大仏使長官を兼帶し、造東大寺所職員補任手続に携わつたと言える。

さて次に、この太政官牒發給にあたつて、上卿として宣を下す立場にあつた右大臣藤原良相について、東大寺大仏修理との関わり合いを跡付けてみたい。

齊衡二年九月二十八日、修理東大寺大仏檢校真如とともに、
時大納言であつた藤原良相が、修理方針について奏言す。当

(4) 天安二年十二月二十五日付太政官牒 (前掲、
発給にあたつて上卿として臨む。 権專當補任官牒)

(ウ) 貞觀三年正月二十一日付太政官符（大仏供養会前後二週間の殺

三善清江。

(工) 貞觀三年三月十二・十三日、大仏供養会に向けて諸事務の指揮

(オ) 供養会開催場所の乱行輩や大童子の乱悪の禁制を定めるにあた

り上卿として臨む。なお良相の奉勅宣を右小弁藤原家宗が伝宣している。〔同右〕卷三〔供養東大寺蘆舎那佛記文〕

(カ) 大仏供養会の際、幡・絹・調布等を奉加。⁽⁴⁹⁾ (同右)

(中) 大仏供養会にあたり俗行事検校として列す。 (藤原家宗・三善清

江も列席）（同右）

以上の事例から、藤原良相が大仏修理事業に大きく関わっている様子が窺えよう。特に東大寺修理に付帯する諸務裁定に関して、藤原良相が官符宣者たる上卿となり、(イ)に於いて修理大仏長官藤原家宗が弁官として官牒発給に携わり、(乙)に於いてもかつて長官の任にあつた大枝音人が弁官として携わり、且つ双方とも史として三善清江が名を連ねている。平安から貞觀年間にかけての時期に於いて藤原良相は諸官符の宣者として頻出⁽⁴⁰⁾することが知られており、かかる東大寺大仏修理に関してもその右大臣たる立場にてとり行なわれた機務の一つであつて、上卿として東大寺に関する事だけを専ら行なつていたわけでもなく、東大寺の事だけに専当的に携わっていたと判断することは無論出来ない。しかれども(ア)に見る検校真如とともにに行つた奏上にはじまる一連の良相の関わりの中に、修理大仏事業あるいは東大寺に対する特定の役務（公卿別当的立場）の兼帶を想起することも可能ではないだろうか。

この大仏修理事業は、時の大納言・右大臣たる藤原良相のもとで、弁官である修理大仏長官を中心にして事業が行われていったと言える。修理事業遂行のための諸施策実行にあたっては、官符(牒)発給手続の上の宣者(上卿)と弁官との関係に於いて処理されていたことが確認できる。ここに、弁官が長官を兼帶する修理東大寺大仏使の基本的性格が見い出されるのである。ここでは弁官が造寺官として位置付けられたのであるが、(イ)・(ウ)・(キ)に於いてその名を見る史たる三善清江についても当該事業への専当化の傾向が窺える。

なお、この時期の造東大寺所の動勢であるが、権専当・権知事の増置に見るよう修理事業推進のための組織的充実がはかられている。

城天皇第三子でありかつて皇太子の地位にあつたこともある真如の特別な身分が、東大寺大仏修理事業そのものの総裁的立場としての「檢校」の地位に示されているものと思われる。この司は、東大寺側を代表する修理管理体制あるいは機構を表現した呼称と言えようか。

「修理(造)東大寺大仏使」については、その長官の任にあつた大枝(江)音人・菅原是善・藤原家宗の三人の人名のみ判明する。

①大枝音人 「公卿補任」⁽⁵⁰⁾によれば齊衡三年正月十一日左少弁に任せられると同時に「修理東大寺大佛像長官」⁽⁵¹⁾に任ずとある。時に從五位上・東宮学士。また「弁官補任」に於いては天安元年・同二年の条に「修理東大寺大佛長官」として見える。

②菅原是善 「公卿補任」⁽⁵²⁾には年月日不詳ながら齊衡三年三月二日条(任左京大夫)と天安元年五月八日条(兼美作守)の記載には大枝音人(任左京大夫)と天安元年五月八日条(兼美作守)の記載にはさまれて「修理東大寺大佛使長官」とある。時に從四位下・文章博士・左京大夫。なお『尊卑分脈』にも年月不詳ながら「修理東大寺大佛長官」とある。

③藤原家宗 「文徳実録」天安二年四月十九日条にて「造東大寺大

仏長官」に任せられる。時に右少弁・從五位下。なお、天安二年

十二月二十五日付太政官牒にて「修理東大寺大佛使長官從五位上守右少辨兼行中宮亮」とある。また『三代実録』貞觀二年四月二十九日条にも「修理東大寺大佛長官從五位上守右少辨」とある。

大枝音人と菅原是善は「公卿補任」の記載からはほぼ同時期に長官の任にあつたことになる。長官二員制であつたのであろうか。菅原是善はいつまでその任にあつたかは不詳だが、大枝音人の場合は「弁官補任」から、天安二年までは在任し、同年四月になつて藤原家宗と交替したものと考えられる。以上長官の人名のみ判明し、次官・判官・

主典等の下部組織の存在については一切不明である。

修理東大寺大仏使長官の具体的な役割についてであるが、不明の部分が多く限定された史料の中で示さざるを得ないが、大枝音人についてはその長官在任相当期間をはずれ直接その任務とは言えないかも知れないが、貞觀三年正月二十一日付太政官符⁽⁵³⁾（大仏修理成り、大仏供養会期日前後二週間の殺生禁断その他のことを命じたもの）に於いて左中弁として発給に携わっている。また、菅原是善についてはその文章博士としての立場及び教養に裏付けられた部分も強く作用しているであろうが、大仏供養会の願文及び咒願文の起草者として深く関わっている。菅原是善も大枝音人も当代きつての良吏・文人政治家としてその名を馳せ、かつ私的には仏教信仰者⁽⁵⁴⁾の側面があつた。また、大枝音人は弁官局を歴任したその官歴からは有能なる実務官僚の姿が窺え、造寺使前半期の修理事務に関しては主に音人が担当したのである。藤原家宗の長官在任中の仕事として、天安二年十二月二十五日付太政官牒⁽⁵⁵⁾（造寺所權専當の任命）の発給に携わっているのが見える。

太政官牒東大寺

傳燈住僧惠者

右、右大臣宣、件僧宣定造彼寺所專當者、寺宣承知、依宣行之、但、不可充行被彼所供養并從料、牒到准狀、故牒、

天安二年十二月廿五日左大史正六位上三善宿禰清江

修理東大寺大佛使長官從五位上守右少辨兼行中宮亮藤原朝臣
造寺所權専當はその時はじめて設けられたもので、從來の造寺所職員である知事よりも上首に位置することは、大仏供養会の僧行事

検校⁽⁵⁶⁾の歴名の中に見える權専當が、造寺所を代表する形で列席したことから窺い知れる。この当時、貞觀十二年以前に於いて造寺所の正

既述の如く貞觀十二年から十四年の間に僧綱牒から官牒による補任へと変化していることから、東大寺に於いて貞觀十二年制を画期として官符(牒)による別当・三綱・知事の補任が定例化されたことを確認されている。そして俗別当についても、官牒による補任が確認されるのが貞觀十三年八月十七日⁽⁴¹⁾以降についてであり、これは別当以下の官牒による補任の定例化と期を同じくすることから、貞觀十三年を別當制確立の画期とされている。

貞觀十三年以降の俗別當は、參議以上の公卿と左右中・少弁を中心とする弁官とによる二員体制が確立しており、またそれは既に貞觀十三年以前にも行なわれつあった。ここに、以前に見られた公卿と様々な官人とによつて構成されていた俗別當が、公卿と弁官とに集約されたわけであり、それは官牒発給時における上卿と弁との関係をもとに再編成されたことを意味する。

さて先の湯浅氏による指摘である太政官と東大寺の直結構造についてであるが、三綱並びに造寺所知事の補任官牒発給に関わった宣者(上卿)・弁・史と東大寺俗別當との関係について見るならば(「付表 I・II参考)、双方とも貞觀・寛平年間に於いて宣者として見える別當は南淵年名のみであり、弁官は約半数が別當である。しかるに昌泰年間以降は官牒発給に関しては公卿別當が官符宣者となり、弁別當が発給責任者となる慣例が成立したと言える。

以上の如く、貞觀十三年以降東大寺別當・三綱・知事の人事は太政官の補任権下にてとり行なわれることとなつたが、補任官牒の発給に際し官人俗別當が深く関わることとなる。特に昌泰年間以降中納言以上の公卿別當が上卿として宣下し、弁別當がそれを受けて官牒を発給するという形⁽⁴⁴⁾が慣例となつていつたのである。

四、齊衡・天安・貞觀の大仏修理と修理(造)東大寺大仏使

さて、こうした俗別當制が確立する少し前、貞觀初頭頃行なわれた大規模な修理事業について考えてみたい。僧綱牒による造寺所知事補任が通例であった貞觀十二年以前に、一例だけ太政官牒による造寺所権專當の補任が行なわれた時のことである。

齊衡二年五月二十三日⁽⁴⁵⁾、東大寺から大仏頭落下的奏言が朝廷に届けられ、政府は六月七日⁽⁴⁶⁾に參議左大弁兼左近衛中將藤原氏宗を現地に遣わしてその状況を見せしめ、そして九月二十八日⁽⁴⁷⁾に到り、大仏修理事業を推進する上での方針についての奏言が修理東大寺大仏司検校真如と大納言兼右近衛大將藤原良相によつて行なわれ、大仏頭修復に乗り出すこととなる。そして数年後の貞觀三年三月十四日⁽⁴⁸⁾に無庶大会が設けられ、大仏供養会が催されるに到る。

この時の修理事業遂行にあたつては、延暦八年造東大寺司廢止以来久方振りの、東大寺の名を冠した修理專當官が組織されている。記録に見られる官名は「修理東大寺大仏司」「修理(造)東大寺大仏使」である。

「修理東大寺大仏司」については、「文德実錄」齊衡二年九月二十八日条に於いて真如が同司檢校とあるのを初見とし、「三代實錄」貞觀二年四月八日条に同じく真如をして、「修理大佛檢校」と見え、この時は大仏供養会行事の最高責任者の地位に任せられている。真如は大仏修理期間を通じて一貫して「檢校」の地位にあつた。この「修理東大寺大仏司」については具体的な性格は不詳である。但し当司の「檢校」である真如の存在性に着目するならば、彼は東大寺大仏修理における僧侶としての少なくとも東大寺側の最高責任者であると言えよう。平

接的な結びつきとして、公卿・弁官からなる俗別当制度がとられたものと考えられる。延暦寺俗別当の主要な役割は、天台宗の試業・得度・授戒に関する事務取り扱い、諸国講読師の簡定等にあり、その手続きは三司、即ち治部省・玄蕃寮・僧綱を経ずに行われる。こうしたことから俗別等に対し「太政官との直結」・「延暦寺側の利益代表」そして「教団の代弁者」的性格を有すといった評価がなされて来ている。

こうして弘仁十四年延暦寺で初現する官人俗別当制度は承和年間を中心諸寺に及ぼされていった。⁽²³⁾

東大寺に於ける官人俗別当も、承和年間よりその存在を認めることができる。即ち毘沙門天像修理について記された承和五年八月三日付「造東大寺司所記文案」⁽²⁴⁾と称される文書の署名者の中に、別当として大法師位円明に統いて参議民部卿朝野鹿取・内豊高橋祖嗣・同石川真主の三名が、造東大寺所知事五名とともに記されてあるのを初見とする。初期の頃の東大寺俗別当の役割については、①修理造営に関することとして、ここに示した承和五年の毘沙門天像修理のこと、②寺田勘糺に関することとして、承和五年から九年にかけて寺田実録のため別当石川真主が寺使として在地に下向していること。③資材管理に関することとして、嘉祥二年九月の宇治華嚴院への土地施入状並びに仁寿二年の同院への財物施入状にて「別当中納言源朝臣 玄蕃寮助春庭宿禰」⁽²⁵⁾とあること。更に、④東大寺造寺所職員人事に関することとして、俗別当による知事の年限や人事の僧綱への働きかけを窺うことができる。以上のことから、この時期①・④の事につき、直接あるいは間接に俗別当が修理事業に携わることを確認する。

なおこの頃の俗別当として見える官人は、おおよそ二名あるいは三名からなり、三位・四位の中納言・参議といった公卿と、六位前後の

下位官人との組合せであることが窺える。

さて、俗別当の間接的な修理事業への関与とも言える④についてであるが、東南院文書所収の「造司綱牒官符」及び「造司官符」と称される文書群には、承和年間から天元年間にかけての造東大寺所職員である専当・知事等の補任を中心とした東大寺宛の僧綱牒、太政官牒が収載されている。ここに於いて、承和から貞觀十二年までは一例を除いて僧綱牒による補任形式をとるが、貞觀十三年の「俗別当牒」を経て、貞觀十四年以降は全て太政官牒による補任であるという特色が見い出される。湯浅吉美氏はこのことに関し、特に貞觀十四年以降の太政官牒に於て、宣者である公卿ならびに発給責任者である弁官の相当人物には、俗別当在任者があたつてゐる例が見られるに着目され、かような形で太政官と東大寺とを直結させているところに官人俗別当設置の意義があることを指摘されている。

ところで、土谷恵氏によれば、貞觀十三年はまた、東大寺に於ける俗別当制度の制度的な確立の画期とする位置付けをされている。『三代実録』貞觀十二年十二月二十五日条⁽³⁶⁾によれば、この時諸寺の別当と三綱の任期が定められ、解由制度が適用されることとなつた。ここに、秩限と解由をともなう別当長官・三綱任用制が確立⁽³⁷⁾し、また別当が三綱の上首にあつて寺務統轄者としての責任を負い、伽藍修造・維持管理というその最重要任務の履行の徹底化をはかるとする体制ができることがつたとされる。更に、土谷氏はこの貞觀十二年制に於いて諸大寺・有封寺の場合その別当三綱が官符(牒)による補任であることが解由制適用の前提であることを指摘される。ここに、「東南院文書」に於いて、別当は貞觀十三年閏八月十四日以降、三綱については貞觀十三年閏八月二十九日以降の補任官牒が存在し、更に造寺所知事については

年を経ても解決できずいたところ、実忠の活躍によつて見事に成し遂げられたというものである。この修理については文脈からは延暦十七年頃以降より対策が講じられ、関連史料により大同二年前半期頃までに修理が行われていたらしいことが窺われる。更にこの頃の東大寺は大仏修理のほかにも、北大門造営・大垣造作・食堂前庭の修復等の諸工事が継続されていたらしく、かかる状況下にて、大同元年に発せられた次の使節に注目してみたい。

太政官
牒東大寺

使南海道觀察使從四位下右大辨吉備朝臣泉

從五位上行玄蕃頭藤原朝臣千引

從五位下守大和守藤原朝臣永貞

外從五位下行造西寺次官兼木工少工秦宿禰都伎麻呂

牒、爲檢彼寺雜事、差件等人發遣、寺察此狀、一事已上聽使檢校、
今以狀牒、牒到准狀以牒

大同元年七月十五日左大史正六位上勲八等滋野宿禰船代

參議北陸道觀察使左大辨從四位上（以下略）秋篠朝臣安人

ここに吉備泉以下四名の官人からなる使節が東大寺に対し發遣せられたことが知られる。四等官を多分に意識した様な官人構成であるが、長官格の吉備泉はかつて宝龜九年から延暦二年にかけて造東大寺司長官を経験した人物であり、秦都伎麻呂は木工寮所属の技術官人として造西寺次官として西寺造営に携わっている人物である。そして在京ならびに諸国の仏寺及び僧尼名籍の事を所掌とする玄蕃頭の藤原千引や、東大寺所在国大和国司の參画を見る。この時期の東大寺の修理事情を併せ考へるに、この使節の主たる目的はかような修理造営に伴う諸事務たる「雜事」を検し、寺の一切の寺務を検校するためには

遣されたものと捉えられよう。即ちこれは、造東大寺司廃止後に於ける東大寺の大規模修理事業に対処するために派遣された、官人による管理機構の最初の具体例である。

なお、大仏の損傷はその後も進み、天長年間に到つて再び本格的な補強修理を行なうこととなつた。この時は朝廷よりたびたび勅使・檢使が派遣され、実地検分や修理方法の評議等が行なわれていたことが、『東大寺要録』卷七所収の天長四年四月十四日付僧綱所宛ての「太政官牒」から窺える。そこでは、勅使とともに僧綱・造東大寺所長上工や、東大寺僧・大安寺僧、そして木工寮官人等により修理方策がそれぞれ示され、最終的に廟堂にて修理方法の裁定が下され、太政官から僧綱に対して指示がなされた経緯が知られる。

以上のように、造寺司廃止後の延暦年間以降、勅使・僧綱・諸大寺三綱等の集会による修理事業遂行のかたちがまずとらえられ、かつ大規模となるにつき大同元年七月に見られるような検校使の派遣がなされたものと考えられよう。

三、俗別当制度と修理造営体制

平安時代初期の律令国家の仏教政策の上で、官人俗別当制度の成立と展開は極めて重要なポイントであり、その実態もかなり解明されつある。官人俗別当制度は、弘仁十四年三月に中納言藤原三守・右中弁大伴國道を別当に定めたのがそのはじまりで、ここに於いて「以左大臣爲檢校以左大辨左大史爲別當」と記され、公卿・弁官・史を別当とする例がひらかれたのである。そもそも延暦寺に対する官人俗別當設置の意義は、独自の大乘戒壇設立による天台宗の治部省玄蕃寮僧綱からの脱却を目指したものであり、そこに太政官機構との新たな直

する時、一時的に大量の官有工匠を必要とする場合に於いて編成されたものであるとされる。以上の如く、造東大寺所を日常的修理営繕の機関とし、大規模工事の時に政府側から臨時に造寺官が編成され、官有工匠の動員等がなされたという性格付けが示されているが、造寺使の具体的な組織編成・内容・事情にまで言及されているとは言い難い。

ただ、浅香氏⁽⁷⁾は、延喜・延長期の造東大寺講堂使と奈良期末の造東大寺司の長官以下四等官の官人構成の比較をされ、専任者の多い旧造寺司に比して、造寺使は殆どが兼任者によつて構成されており、造寺使の性格を、木工寮・修理職などの官有工匠の動員や諸国からの役夫の差発を担当する仮設の行事官とし、官工房として固定された労働力を把握するものではなかつたとされている点で、造寺使の内容に一步踏み込んだものと言えるが、氏の観点は東大寺に於ける官営の工房機構の解体過程にあり、「固定された労働力を有しない」ところの臨時の行事官としての造寺使への意味付けはかなり消極的にならざるを得ない。

なお、平安時代後期以降の院政期に於ける造東大寺使については、近年安達直哉⁽⁸⁾氏によつて考察がなされており、特に造東大寺長官には、

院政期に於て国政の中での実務担当者としてその重要な役割を担う弁官が任せられていることに着目され、その役割として、造寺・造仏活動における資材・労働力の調達、開眼供養会の儀式の運営、勅封倉の管理といった事項のほか、特に、東大寺領莊園にかかる一国平均役等免除の決定、訴訟裁決に關し、当時の弁官としての役務を以つて造寺官の役務を行し得たことを指摘されている。院政期の弁官機構とのかわり合いの上での造寺使（造寺長官）をとらえられた視点は、大いに示唆を与えるところである。ただし氏は、平安前期に於ける造

寺使については全く触れられていない。故に、平安後期以降常置の官となり、弁官が長官を兼務するを例としていた造東大寺使につき、機構編成上の原型として、平安前期の両度の造寺使を捉えてみる意義もあろうかと思う。

本稿は、このように従来あまり積極的に取り上げられることのなかつた平安期における官寺造営機構である造寺使について、九世紀中葉の大仏修理並びに十世紀前葉の講堂復興といった二度の大規模修理造営を経験した平安前期の東大寺を例に、その組織内容・機能・性格について考えようとしたものである。なお、造寺使官人が弁官・史などの中央官人の兼任によつて編成されるという機構的特質に関連して、詳しく述べるが、京内及び周辺諸大寺を中心し律令官人をもつてその任にあて（特に主要寺院に於ては公卿・弁官が任せられる）当該寺院の管理機構として重要な役割を担つた官人俗別当制度とのかかわり合いに着目しながら、平安前期東大寺の修理造営事業のあり様を捉えてみたい。

二、平安初期の修理造営

ここでは、延暦八年造東大寺司廃止直後の東大寺修理事業の情況を概観し、「造寺使」以前の大規模修理事業に対する官側の取り組みについて捉えてみたい。

延暦年間末葉から大同年間にかけて大仏修理⁽⁹⁾が行われている。東大寺造営に多大な功労のあつた実忠の事蹟を列記した「東大寺權別當実忠二十九箇条⁽¹⁰⁾」に見える第五箇条の「奉固大仏御脊所々破損并左方御手絶去事」によると、破損した大仏背面部の修理につき、勅使・僧綱・諸大寺三綱・老宿大法師等が集い仏身を固める方策を練るが、三

平安前期東大寺修理造営と 造寺使に関する覚え書

飯塚 聰

一、はじめに

奈良時代を通じて、京内官大寺及び特定の官寺の造営は、しばしば寺院毎に設けられた造寺司によつてとり行なわれていたことは周知のとおりである。なかでも八世紀後半の東大寺造営に際して組織された造東大寺司⁽¹⁾はその最大のものであり、律令官人による長官・次官・判官・主典の四等官制をとる管理部門のもとで、現業部門として写教所・造仏所・造瓦所・木工所・鋳所等の各工房や、出先常縫機関としての造石山院所・造香山薬師寺所等が付属する、一個の独立した総合的官司工房としての体裁が整えられ、東大寺の造営・管理運営がなされていたことが『正倉院文書』によつて垣間見ることができる。伽藍主要部分の造営も一段落した八世紀末に至り、官司整理・再編政策とともに長岡京造営など新規大規模造営事業開始に伴い、造東大寺司の保有する生産機構や労働力の転用等を必要とする情勢のもとで、延暦八年造東大寺司は⁽²⁾廃され、その後は縮小された組織である造東大寺所に⁽³⁾造東大寺司は⁽²⁾廃され、その後は縮小された組織である造東大寺所によつて常縫業務が受け継がれて行くこととなる。そして大規模な修理事業が行なわれるにあたつては臨時に造寺専当官が組織されており、例えば齊衡から天安・貞觀年間にかけての大仏頭修理に際しての修理(造)東大寺大仏使や、延喜末から延長・承平年間の講堂復興事業に於

ける造東大寺講堂使など、「修理(造)某寺某使」といった名称の機関を確認することができる。

本稿のテーマは、造寺司廃止後の東大寺の修理造営事業体制に於けるかような造寺官編成のあり様を捉えようとするものである。從来、は、主に建築史・美術史・寺院史・手工業史の各方面から取り組まれているが、平安時代に於いてその主眼は、主に平安前期に於いては造

東大寺所、中期以降は東大寺修理所といった東大寺在所の常縫機関の組織内容・性格について置かれ、造寺司及び造寺所から修理所への変遷を、律令的官営工房の解体と寺営工房の成立という過程の中でとらえるものである。これは、工匠の所属形態(官工→寺工)や、あるいは律令的收取機構であるところの封戸制の崩壊による、財源としての封戸収入から寺領莊園への依存へといった社会経済史的観点が基調となつてゐる。

こういつた造東大寺所・東大寺修理所に関する研究にくらべて、臨時の大規模修理事業に際して律令官人によつて編成された造寺使についてはさほど論じられているとは言い難い。從来、平安時代の修理事業を概観する過程で、事実として触れられた程度である。それは例えば大河直躬氏⁽⁴⁾によれば、臨時大工事に際して設けられた臨時の官職で、その活動はその工事に限られたものであり、清水善三氏⁽⁵⁾によれば、造寺所において造営がなされる場合、國から検校使による検校をうけるほか必要に応じて臨時の造寺司が設置されたとし、検校及び造寺司の任務としては修理費用の算定、修理方法の決定にあるとされている。また浅香年木氏⁽⁶⁾によれば、造東大寺使は大規模工事の時に造寺所とは別個の臨時の行事官として大規模な修理活動に要する労働力を必要と